

沖縄市若年妊産婦の居場所事業業務委託 プロポーザル公募要領

沖縄市内において実施する若年妊産婦の居場所を実施するにあたり、必要な専門的知識を有する事業者を公平かつ公正な審査により選定するため、申請手続きや審査方法等を定めたものである。また、本公募は、予算の成立を前提とした事前準備手続きであり、本事業は予算成立後に効力を生じるものである。したがって、本事業にかかる予算成立の状況等によっては、契約を締結しないことを十分留意のうえ応募することを前提としたものである。

1. 事業概要

(1) 事業名

沖縄市若年妊産婦の居場所事業業務委託

(2) 事業の目的

本事業は、妊娠・出産・育児に関する相談・指導等を通じて、おむね 18 歳以下の若年妊産婦が家庭や社会から孤立することなく、安全・安心な居場所で産前・産後を過ごせるよう支援することを目的とする。また、安定した生活を営むための自立を支援し、自己肯定感を高め、復学・進学、就労など自立に向けた意欲を醸成することで、貧困の連鎖を解消することを目的とする。

(3) 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 実施場所

沖縄市内に設置する、別添仕様書に定める要件を満たす施設及び利用者の居所とする。

(5) 委託業務の内容

別添「沖縄市若年妊産婦の居場所事業業務委託 仕様書(令和 8 年度版)」に定める業務。主な内容は以下のとおり。

- (1) 安心安全な居場所の提供
- (2) 安定的な業務提供体制の構築
- (3) 妊娠・出産・育児に関する相談・指導
- (4) 性教育・家族計画の相談・指導
- (5) 食事の提供・共同調理
- (6) 生活指導
- (7) 個別支援プランの作成
- (8) 就労・就学等支援
- (9) 送迎および移動支援

(10) SNS 等を活用した相談支援

なお、詳細な業務内容及び実施条件については、別添仕様書の定めを優先するものとする。

2. 提案限度額

39,921,000 円(予定)

- ・上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を含めた金額である。
- ・予算の上限額であり、必ずしも契約金額と同額ではない。
- ・市は契約候補者と協議し、企画提案内容を反映した仕様書を調整のうえ、予算額を上限として契約を締結するものとする。
- ・提案者は業務内容に応じた適切な見積額を提案書に記載すること。
- ・提案された見積額は審査の対象とする場合がある。

※本金額は、令和 8 年度当初予算案に基づくものであり、予算成立の状況等により変更となる場合がある。

3. 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たしていることとする。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 事業所所在市町村における市税等を滞納していないこと。
- (5) 沖縄市暴力団排除条例(平成 23 年沖縄市条例第 15 号)に規定する暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 応募者は、単独の事業者であり、共同企業体等による応募でないこと。
- (7) 本業務を的確に実施できる専門的な知識、能力、体制及び実績を有していること。また、別添仕様書に定める職員配置要件を満たす体制を確保できること。

4. 公募スケジュール(予定)

| 項目 | 期日(予定) | 備考 |
|-------------|--------------------------|--------------------------|
| 公募開始 | 令和 8 年 1 月 16 日(金) | |
| 参加表明書提出期限 | 令和 8 年 1 月 23 日(金)午後 5 時 | |
| 質問受付期限 | 令和 8 年 1 月 29 日(木)午後 5 時 | 電子メールにて受付 |
| 質問回答 | 令和 8 年 2 月 2 日(月) | 参加表明書提出者全員へメールにて回答 |
| 提案書提出期限 | 令和 8 年 2 月 12 日(木)午後 5 時 | |
| プレゼンテーション審査 | 令和 8 年 2 月中旬 | 参加表明書提出者に対し、別途日程調整の連絡を行う |
| 契約締結 | 令和 8 年 4 月 1 日 | 最優秀提案者と契約締結 |

※提出先 沖縄市こどものまち推進部 こども相談・健康課 母子包括係(担当:屋我)

5. 提出書類

(1) 参加表明書提出時

| 提出書類 | 様式 | 備考 |
|----------------|-----|--------|
| ① 参加表明書 | 様式1 | |
| ② その他、市が指定する書類 | | 必要に応じて |

(2) 提案書提出時

| 提出書類 | 様式 | 備考 |
|-------------|------|------------------|
| ① 企画提案書 | 様式2 | |
| ② 業者概要書 | 様式3 | |
| ③ 業務経歴書 | 様式 4 | |
| ④ 主任担当者の経歴等 | 様式5 | |
| ⑤ 業務実施体制表 | 様式6 | |
| ⑥ 企画提案内容 | 様式7 | 原則 7 ページ以内 |
| ⑦ 経費見積書 | 様式8 | 経費見積書の明細を提出すること。 |

6. 提案書作成要領

- (1) 提案書は、別添「沖縄市若年妊娠産婦の居場所事業業務委託 概要仕様書(令和8年度版)」に記載された業務内容及び要件を全て満たすものとして作成すること。
- (2) 企画提案書には、事業の目的達成に向けた提案内容を詳細に記述すること。また、概要仕様書に記載されていないものの、事業の質を高めるための工夫や、利用者の満足度向上に資するアイデアがあれば積極的に提案すること。
- (3) 委託料の見積額は、積算根拠を明確にした上で、業務内容に合わせた適正な額を提示すること。

7. 審査方法

- (1) 選定委員会：沖縄市が設置する選定委員会において、提出された書類及びプレゼンテーションにより総合的に審査を行う。
- (2) 審査基準：以下の項目を総合的に評価し、評点60%以上を獲得した最も優れた提案者を採択する。
 - * 同種・類似業務の実績及び評価
 - * 事業目的の理解および利用者像・課題認識
 - * 業務提供体制の具体的な構築方法
 - * 安心・安全な居場所運営および緊急対応体制
 - * 妊娠・出産・育児に関する相談支援および専門機関連携
 - * 性教育・家族計画支援および情報管理体制
 - * 食事提供・共同調理および生活指導の取組
 - * 就労・就学・資格取得に向けた支援
 - * 送迎・移動支援およびSNS等を活用した相談支援

※なお、本プロポーザルにおける評価点は、一次審査30点、二次審査70点の合計100点満点とし、総合評価点の60%以上(60点以上)を採択基準とする。また、審査の詳細な配点については非公表とし、審査内容、審査経過及び選定理由に関する問い合わせには応じない。

(3) プレゼンテーション審査

書類審査を通過した者について、選定委員会においてプレゼンテーション審査を実施する。プレゼンテーションの実施要領は、次のとおりとする。

① プレゼンテーションの時間は、1事業者あたり30分以内とし、内訳は以下のとおりとする。

・事業内容等の説明:15分以内・ 質疑応答:15分以内

② プレゼンテーション審査は、一次審査を通過した上位3者程度の事業者を対象に実施します。

③ プレゼンテーションは、提出された企画提案書に基づき実施することとし、提案書の内容を超える新たな提案は認めない。

④ プレゼンテーションにおいて、PC等を使用した資料投影(プロジェクター等)の使用は可能とする。ただし、資料投影を希望する場合は、提案書提出時にあらかじめ担当者へ連絡すること。

なお、機器の持込み、操作及び接続に関する詳細については、市の指示に従うものとする。

⑤ プレゼンテーションの出席者は、原則として本業務に直接関与する予定の責任者及び担当者(計3人以内)とする。

⑥ プレゼンテーションの日時、会場等の詳細については、参加表明書提出者に対し、別途通知する。

⑦ 正当な理由なくプレゼンテーションに出席しない場合は、失格とすることがある。

8. 選定結果の通知及び契約

(1) 審査の結果、最も優れた提案者を優先交渉権者として選定し、書面により通知する。ただし、優先交渉権者が本要領又は仕様書に違反した場合、又は契約締結が困難と認められる場合は、選定を取り消すことがある。

(2) 予算成立後、優先交渉権者と本業務に関する契約交渉を行う。交渉が不調に終わった場合、次順位の提案者と交渉を行う場合がある。

(3) 契約締結は、沖縄市の契約規則等に基づき実施する。

9. 留意事項

(1) 提出された書類は、返却しない。

(2) 提出された書類及びプレゼンテーション時の説明に虚偽の内容があった場合は、失格とする。

- (3) 提案書の作成及び提出にかかる費用は、全て提案者の負担とする。
- (4) 提出された提案書の内容に関する著作権は提案者に帰属するが、市は本事業の実施に関する限りにおいて、提案書の内容を無償で利用できるものとする。
- (5) 提出された書類に含まれる個人情報は、本プロポーザルの審査及び契約締結の手続きにのみ使用し、適切に管理する。
- (6) 参加表明書提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、7日前までに書面にて申し出ること。
- (7) 本要領に記載のない事項については、市の指示に従うこと。

10. 問い合わせ及び提出先

沖縄市こどものまち推進部 こども相談・健康課 母子包括支援係(担当:屋我・高江洲)

〒904-8501 沖縄市仲宗根町 26-1

Tel : 098-939-1212(内線 2283)

Mail : a104bosih@city.okinawa.lg.jp